

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年9月5日

**【事業年度】** 第59期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

**【会社名】** 株式会社東京自動機械製作所

**【英訳名】** TOKYO AUTOMATIC MACHINERY WORKS, LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 市川 孝

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区岩本町3丁目10番7号東自機ビル

**【電話番号】** (03)3866-7171(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 谷口 輝雄

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区岩本町3丁目10番7号東自機ビル

**【電話番号】** (03)3866-7171(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役総務部長 谷口 輝雄

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第59期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(6) 省略

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

(訂正後)

(1)～(6) 省略

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項

\_\_自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

\_\_責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の損害賠償責任を、職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合において、法令で定める額を限度とする契約を締結しております。また、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)および、監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除する事ができる旨を定款で定めております。これは、取締役および監査役が、職務の遂行にあたって、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。